

第2号様式（第3関係）

地区委員会議事録

1 開催日時

平成25年4月3日（水）午前10時00分から午前11時00分まで

2 開催場所

会議室3・4

3 出席者

地区委員25名（欠席2名）

鈴木幸育町長 坪井豊治副町長 松田康朗教育長

近藤鎮彦総務部長 長谷川徳康経済建設部長 早川晴男生活福祉部長 坪井悟教育部長

小川徹也総務課長 牛田彰和総務・防災係長

小塚和宣環境・安全係長 秋田和清生涯学習係長

牧野礼男総務課主任

4 議題

- (1) 委嘱状の伝達
- (2) 町長あいさつ
- (3) 地区委員の職務について
- (4) 平成25年度地区委員事業について
- (5) その他

5 会議資料

資料1 地区委員の職務について

資料2 地区委員事業

資料3 「自治会に加入しましょう」チラシ

資料4 平成25年度「春の清掃月間」実施要領

資料5 資源分別収集について

防犯灯・交通安全灯施設台帳図、豊山町消防施設台帳図

6 議事内容

総務課長 本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

ただいまより、地区委員会を始めさせていただきます。

申し遅れましたが、私、本日の地区委員会の司会進行を勤めさせていただきます総務課長の小川と申します。よろしくお願い致します。

本日の地区委員会につきましては、11時頃を目途に終了したいと考えておりますのでご協力の程、よろしくお願い申し上げます。なお、あらかじめご案内申し上げますがこの地区委員会終了後、別途日本赤十字社豊山町分区、豊山町社会福祉協議会より社資、会費等について依頼事項がありますので、ご了承のほど併せてお願い申し上げます。

また、志水小学校区の地区につきましては、日本赤十字社・社会福祉協議会の会議終了後、志水小学校区自主防災会からの連絡事項がありますので、恐れ入りますが、会議終了後もしばらくそのままお待ちいただきますようお願いいたします。志水小学校区である、西之町第2、名栗第2、青塚第1、青塚第2、青塚第3、豊山団地1、豊山団地2、分譲住宅につきましては、お残りいただきますようお願いいたします。

それでは、地区委員会次第により、順次進行させていただきます。

本日の会議の会議録につきましては、町のホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、お手持ちの携帯電話は、電源を切っていただくか、予めマナーモードにセットしていただきますよう、お願いします。

(1) 委嘱状の伝達

総務課長 初めに町長より委嘱状の伝達をさせていただきます。自席において西之町第1から順次、伝達させていただきますので、お受け取りください。

(2) 町長あいさつ

総務課長 鈴木町長より開催のごあいさつを申し上げます。

町長 本日、平成25年度の地区委員会を開催いたしましたところ、ご多忙中にもかかわらず、ご出席賜り厚くお礼申し上げます。また、昨年は、町制40周年記念事業を開催いたしましたところ、皆様方のご参加をいただきまして、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

皆様方には、町行政の推進のため、種々ご尽力を賜りたいと思っております。これから1年間は、地区委員として格段のご協力、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

皆様へのお願い事項につきましては、後ほど担当から縷々説明させますが、春の清掃、防災訓練、秋の町民体育大会等で、ございます。皆様には、今年一年間、色々な面でご厄介になります。それぞれ、ご意向もあると思いますが、後ほどまたお聞きして進めてまいりたい、このように思っております。どうかよろしくお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

総務課長　ここで町の出席者を紹介させていただきます。副町長から順次、自己紹介をお願いします。よろしくお願い致します。

(副町長から自己紹介)

総務課長　ではここで、本日配布致しました資料のご確認をお願い致します。初めに本日の次第がございます。次に「平成25年度地区委員名簿」が1枚、資料No.1「地区委員の職務について」として6ページのもの、資料No.2「平成25年度地区委員事業」として1枚のもの、資料No.3「自治会に加入しましょう」チラシとして2枚のもの、資料No.4「平成25年度「春の清掃月間」実施要領」として10ページのもの資料No.5「資源分別収集」として3枚のもの、資料No.5の別紙5として「資源分別収集指導説明書」として7ページのもの「豊山町消防施設台帳図」と書いてあります封筒の中に、「豊山町消防施設台帳図」が1枚、地区名が書いてあります大きな封筒の中に、別紙5「資源分別収集指導説明書」が10部と「防犯灯・交通安全灯施設台帳図」が1枚です。また、机のわきにあります袋の中には、後ほどご説明いたします春の清掃や資源分別収集のときにお使いいただく可燃ごみ袋・不燃ごみ袋・軍手が入っております。数は地区によって異なります。以上ですが、配布物に不足、欠落がありましたらお申し出ください。

それでは、次第3の地区委員の職務について担当から説明致します。なお、ご質問等につきましては全体の説明終了後、一括してお受け致しますのでよろしくお願い致します。

(3) 地区委員の職務について

総務・防災係長　それでは、次第3の「地区委員の職務」について、説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。町政協力委員設置条例の説明をさせていただきます。この条例は、本日皆様方に委嘱しました地区委員の職務、身分の根拠について定めたものでございます。1ページ、条例の第4条をご覧ください。ここに皆様にご協力いただきます職務の内容が規定されております。地域の防災活動、防犯活動、広報活動及び社会教育活動の推進が、地区委員の具体的な職務になっております。広報活動につきましては、広報等の配布は、既に新聞販売店を通じ配布を行っておりますが、緊急を要する場合に、依頼する伝達事項も考えられますので、職務として残させて頂きました。転入者には、該当地区の地区委員の住所や電話番号をチラシに記入させていただきます。マンション等の建設の際に、地区委員の住所や電話番号等をお教えすることもございますので、ご了承の程よろしくお願い致します。

次に地区委員の身分についてですが、豊山町の非常勤特別職となっています。つまり非常勤の町の職員ということになります。同じく1ページ、条例の第8条をご覧ください

い。ここに守秘義務について触れられております。これは、皆様方が地区委員として得られた情報については、他の人に漏らしてはならないということです。また、地区委員として得られた情報は、地区委員を退いた後も漏らしては行けないということが規定されております。3ページからは、豊山町町政協力委員運営規則について、5ページは豊山町町政協力補助員設置要綱がついておりますので、ご覧になっておいてください。

次に、6ページについて説明させていただきます。地区委員の報酬について、でございます。地区委員の皆様への報酬は、年額77,000円となっております。この報酬から所得税及び復興特別所得税額あわせて10.21%を差し引いた69,139円を、年度末、3月の地区委員会開催時に現金でお支払いいたします。この復興特別所得税は、昨年公布された法律「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、本年1月1日以降に生ずる所得に課税されるものです。この支払いに対する源泉徴収票を送付させていただきますので、確定申告を行ってください。

2の補助員の活動費について、でございます。補助員1人当たり、年額6,000円の活動費の補助をいたします。活動員の支給対象となる補助員数につきましては、地区の実人数に関わらず、資料の5ページにございます豊山町町政協力補助員設置要綱の第2条第2項によりまして、地区世帯数50世帯までは5人として、以降15世帯増すごとに1人増員として、算定させていただきます。なお、端数世帯が8世帯以上の時は、1人を増員して算定させていただきます。また、世帯数の基準日は、今年度の7月1日現在になります。こちらの支払いにつきましても、年度末の地区委員会開催時に現金でお支払いいたします。なお、口座への振込みも対応させていただきますので、振込みをご希望される地区の方は、会議終了後に事務局までお申し出ください。

3の自治振興費について、でございます。自治振興費は、各地区が活動するために必要な経費の補助金として地区に交付いたします。この額は、今年度の7月1日現在の地区の世帯数を基準にして、1世帯あたり600円の額をお支払します。各地区の支給額としましては、地区に加入の世帯数ではなく、町に登録されている世帯数に600円をかけた額になります。こちらの支払いにつきましては、7月下旬から8月上旬に開催する地区委員会の時に現金でお支払いいたします。なお、この自治振興費につきましても、口座への振込みも対応させていただきますので、振込みをご希望される地区の方は、会議終了後に事務局までお申し出ください。

4の今後の地区委員会の開催予定でございますが、7月の下旬から8月上旬に町民体育大会の打合せを予定しております。来年の3月上旬に最後の地区委員会の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。また、先ほど、お配りしました、地区委員の名簿につきまして、お名前等に誤りがありましたら、委員会閉会后、総務・防災係までお知らせください。

最後に、現在地区で使われている回覧板が、不足していたり、破損していたりして、新たに必要な地区の方は、委員会閉会后、総務・防災係までお申し出ください。必要数を、お渡しいたします。以上で説明を終わります。

(4) 平成25年度地区委員事業について

総務課長 続きます。次第4の平成25年度地区委員事業について総務部から順次説明をいたします。

総務・防災係長 総務部に関する地区委員事業について説明させていただきます。資料2をご覧ください。まず、防災訓練についてですが、豊山中学校を会場として9月1日、日曜日に計画しております。地区委員の皆様に参加の依頼をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、地区の消防ホース格納箱及び街頭消火器に破損がありましたら、外箱に示してある番号を総務・防災係までお知らせください。続きます。自治会の加入チラシについてです。資料3をごらんください。このチラシの下のほうに地区委員さんのお名前等を記入し、転入者にこのチラシを住民課で配布いたします。2枚目をごらんください。こちらが、自治会の加入申込書になっております。こちらに転入者が記入して、地区委員さんに提出することになりますので、よろしくお願いいたします。

昨年度3月地区委員会におきましてご要望のありました転入者の情報を地区委員の皆様へ提供する件についてでございます。検討をさせていただきました結果、個人情報保護法を踏まえまして、世帯全員が転入又は転出する世帯の届出につきまして、同意を得られた場合のみ、その世帯主のお名前と住所の情報を、一月に1回、該当する地区委員に郵送いたします。実施時期につきましては、4月8日、来週の月曜日以降に届け出のありました分から行います。郵送につきましては、一月分をまとめて、翌月中旬に送ります。

総務部の説明は、以上でございます。

環境・安全係長 皆さん、おはようございます。建設課環境・安全係の小塚と申します。よろしくお願いいたします。環境安全係からは3点のお願いがございます。

まず、1点目は、春の清掃です。資料No.4の平成25年度春の清掃月間実施要領でご説明させていただきます。今年度の生活排水路の清掃実施日は4月21日(日)、予備日は4月28日(日)、少雨決行ということで実施させていただきます。集積場所は各地区2箇所程度でお願いします。清掃後の汚泥は、清掃日の翌日に収集します。器材貸出については、清掃作業に必要な器材を用意しています。器材が必要な地区は、「器材貸出し申請書」の提出を建設課環境・安全係にお願いします。貸出日は4月18日(木)からお貸しできるよう用意をします。なお、返却日については、21日の清掃が完了しまし

たら、器材を返却願いますようお願いいたします。できましたら、午後2時頃までをお願いいたします。注意事項としては、汚泥収集を円滑に行うため、集積場所は各地区2ヶ所程度にまとめていただけたらと思っております。汚泥の集積場所には、粗大ごみ、樹木、建築廃材等、排水路の汚泥以外のものを出さないようにご指導お願いいたします。また、汚泥収集後に、汚泥を出さないようにご指導をお願いします。裏面に悪かった例の写真がございます。側溝にたまったヘドロとその周辺の雑草だけが対象です。タイヤ、サッシ、トタン、スレート壁が出されたことがございます。こうしたものが出されないようご指導いただきますようお願いいたします。次に、生活排水路の薬剤散布についてです。生活排水路清掃後に散布していただく、ボウフラ等を駆除する薬剤を配布いたします。生活排水路清掃終了後、水路に散布していただくようお願いいたします。薬剤を希望する地区は、「防疫用薬剤申請書」を建設課環境・安全係に提出していただきます。薬剤は1世帯1袋の割合で配布しまして、4月11日（木）に地区委員さん宅へお届けします。お留守の際はポストなどに入れさせていただきますのでお願いいたします。次の3ページが清掃実施の依頼文となります。1番生活排水路の清掃実施日、2番生活排水路の薬剤散布は、要領で説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。裏面の4ページ、3番の提出書類について説明させていただきます。提出書類は3種類となります。4番の提出期限は3種類とも平成25年4月5日（金）の午前中までとさせていただきます。5番の提出場所は建設課環境・安全係（役場1階5番窓口）をお願いいたします。提出は、FAX、電子メールでもかまいません。なお、汚泥収集場所の変更等がない地区や、器材、薬剤を希望しない地区は、書類の提出は不要です。次に、図面があります。この別紙1の図面は、先ほどお話をさせていただいたとおり、汚泥の集積場所を変更する場合、集積場所を増やす場合に、場所を記入していただき提出していただくものです。次のページに昨年の集積場所を記した図面をつけさせていただいておりますので参考にいただければと思います。次のページ5・6ページについては、器材の申し込み、薬剤の申し込みの際に提出していただく書類です。必要事項を記入して、提出をお願いします。器材の申し込み、薬剤の申し込みをしていただく際に参考にさせていただく昨年の実績を7ページ、8ページにつけさせていただいております。春の清掃については、以上です。

2点目は、資料No.5の資源分別収集です。資源分別収集につきましては各地区で資源分別収集を推進していただいております。実施の内容は、基本的にこれまでと同様、出し方の指導や収集の協力を行っていただくもので、資源分別収集活動ボランティアの方と協力して本年もよろしくお願いいたします。平成25年度の活動ボランティアの方につきましては、活動中の事故に対する保険への加入手続きのため、すでに前年度の地区委員の方から報告をいただいております。次に、資源分別収集に関する奨励金についてです。地区へお支払する奨励金基礎額は、月額12,000円です。奨励金収集量額と

資源売上金について、収集量額は、今までと同様、集まった資源 1 kgあたり 5 円の奨励金を地区にお支払います。資源の売上金も今までと同様、売上げのある資源はその時点の資源単価により資源収集量に応じて地区へ配分します。リサイクルステーションに集まった資源の売上金は、各地区が実施した資源回収の資源品目全ての収集量の総量に応じて地区に配分します。配分金の支払は、翌年 5 月となります。奨励金の支払いについては、平成 24 年度の地区委員に届出ていただいております口座に振込します。振込先を変更する場合は、「資源分別収集事業奨励金支払先届出書」の提出をお願いします。資源の出し方について「資源分別収集指導等説明書」を各地区 10 部ずつ用意させていただいています。協力していただける組長さんなどにお渡し願い指導の際に利用させていただくものです。10 部で不足の方は、お帰りの際お申し付けください。次に、資源分別収集活動ボランティアに対するボランティア保険についてです。資源収集活動中のケガや事故対応のため、傷害と賠償責任保険に加入します。詳細については、「資源分別収集指導等説明書」の 6 ページを参照していただきたいと思います。次のページに平成 25 年度の資源分別収集日程表をつけさせていただいております。平成 24 年度からの変更点が 1 点あります。紙類資源収集日が昨年までは、10 月のみ第 4 週の日曜日としておりましたが、町民体育大会の予備日がなくなったことに伴い、年間通して第 3 週の日曜日ということに変更しておりますので、よろしく願いいたします。2 点目の資源分別収集については、以上でございます。

3 点目は、防犯灯などの球切れの通報です。地域にあります防犯灯や交通安全灯の球が切れている場合、環境安全係までご連絡くださるようお願いいたします。連絡先は、資料 No. 4 の下に記載してあります環境安全係 28-0916 までお願いします。連絡の際は、お配りしています位置図を参考に記号番号を報告していただけると助かります。よろしく願いいたします。建設課からは以上でございます。

生涯学習係長 教育部からは、町民体育大会の日程のご案内です。お手元の資料は、資料 No. 2 の一番下に記載してあります。今年の日程は、10 月 6 日（日）、10 月の第 1 日曜日に実施します。予備日は設けておりませんので、大雨等により実施が困難な場合は、体育大会は中止としますのでよろしく願い致します。

総務課長 説明が終わりましたので、ご質問をお受け致します。一問一答でお答えしますので、ご面倒ですが起立して、地区名をおっしゃっていただいてからご発言をお願い致します。

西之町第 2 地区 新しく来た方は、地区委員の住所を聞いても場所が分からないので、私が勧誘に行っていました。先ほどの説明であった、転入者に対する確認というのは、「自

治会長に連絡してよろしいですか」という確認ですか。プライバシーがあるので、確認をとってOKであれば、連絡をもらえて、私から連絡取ってもよいということなのか、そのあたりの説明をお願いします。

総務・防災係長 基本的な考え方としましては、転入者に加入案内と申込書をお渡しするという事は変更ございません。プラスアルファで、個人情報保護法の関係もあるので、転入者に確認を取りまして、了承を得られた場合は、世帯主の方のお名前とご住所をお知らせします。

上東地区 前任者の方から聞いているのですが、自治会に入ることにに関して、役場のほうから積極的な勧めがない、どちらでもよいですよと言われたということを知っているのですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

総務部長 転入されると、戸籍の係のほうで、自治会に入ってくださいというチラシをお配りします。ただ、皆さんそれぞれのお考えがあります。しかし、私どもの本旨は、自治会に入っていていただいてもさまざまな活動に参加していただきたいというものです。

上東地区 一番問題になってくるのが、子どもが小学校に上がるときに、自治会に入っていないから子ども会に入れないという話があって、そういうことを役場から一切何も聞いていなかったのが今まで自治会に入っていないで、という話がありましたが、そのあたりはどうなのでしょう。

副町長 自治会に入っていないければ、子ども会に入れないという話はないと思っております。そういうことがあったら大変なことだと思っておりますので、そのようなことがないように、子ども会の担当部署には指導してまいりたいと考えています。

上西地区 今のお話の中で、自治会に入ると会費が必要なもので、子ども会のほうでどちらでもよいという話をされると、お金の面でも不公平が生じる。そういうあいまいな態度を取られると、こちらとしても積極的に動いてよいかが分かりません。

副町長 自治会活動と、子ども会の活動はまったく異質なものでありますので。

上西地区 実際に活動するのは、体育委員にしる、子ども会にしる、お願いします。どうして規約をつくらないのですか。

副町長 お気持ちは分かりますが。

西之町第2地区 私はずっと地区委員をやっております。強制はしませんが、子どもの親に対して、自治会にも入ったほうが防災の面でも協力し合うことができるということを行っています。

副町長 いずれにしても、自治会は、子ども会とは別に、いろいろな活動を実施しております。そのあたりのことは、地域ごとに、自治会と子ども会が話し合っていて、皆さんが隔たりなく、スムーズに活動ができるように、地区委員の皆さんにご尽力願えれば、ありがたく思っておりますのでよろしくお願いたします。

上西地区 今のお考えはそちらの立場でのものですが、私たちは1年ごとに代わっていき

ます。今日のために、何回、前任者に聞いたことか。規約があれば、それを渡すだけで済むのに、なぜ作ってもらえないのですか。

副町長 地区委員の皆さんには、いろいろなことをご尽力願うわけですが、地区ごとに活動の内容や会費も違いますので、町が規約を作ることはできません。今までも、そういう形で自治会活動はスムーズに行われてきましたので、上西地区委員におかれましては、1年間上西自治会がスムーズに行くように、子ども会も含めて、よろしくお願いします。

上西地区 会長をやると、忙しくなるわけです。ご理解と言われても、次の人たちは理解できません。役場はなぜ作れないのですか。

副町長 自治会ができてから長年、自治会の活動はスムーズに行われておりますので、私どもとしては何ら問題ないと思っております。問題があったことについては、その都度改善策を見出してまいりましたので、具体的な相談事項がありましたら、きちんと対応してまいります。規約については、ご勘弁ください。

上西地区 それはそちらの判断でしょう。きちんと一人ひとりの意見を聞いたほうがよいのではないのでしょうか。

西之町第2地区 私の地区は、役場にそのようなことを決められては困ります。やりにくくなります。全部役場をお願いすることになってしまう。上西さんも、どうやったらうまくいくか、例えば私の地区に聞きに来てもらってもよいし、意見を自分たちで集めてやってほしいと思います。

上西地区 私が言うのは、民主主義なので、お願いするだけでなく、意見を聞いてほしいということです。

副町長 上西地区委員の言われることも分かります。具体的な問題があれば、その都度、相談に乗らせていただきます。

栄地区 転入された方が自治会加入申込書をもってみえたら、役場に連絡をするといったことは必要なのでしょうか。また、その加入申込書の保管はどのようにしたらよろしいのでしょうか。

総務・防災係長 加入申込書は、自治会で保管してください。役場への提出は必要ありません。

栄地区 連絡もしなくてよいということですか。

総務・防災係長 はい。保管方法については、各自治会で今までのやり方があると思いますので、それによってください。

栄地区 ありがとうございます。

新田第2地区 春の清掃の件で、お尋ねします。悪い例のように出されたごみは、そのまま放置されるのですか。それから2つ目は、汚泥を出す場所に、常時人が立って監視していないといけませんか。3つ目として、例えば排水路に三輪車等が捨ててあったような場合はどのようにしたらよいのでしょうか。一番心配なのは、悪い例のように出された

ごみが放置されると、見た目も悪いし近所の方から苦情がくるかもしれないということです。

環境・安全係長 もし、写真のように出された場合、こちらのほうで分別して収集します。そのまま放置することはありません。また、三輪車の例の話がありましたが、そういった場合も、分けて置いていただければ収集はします。こちらとしては、こういった物を便乗して出される方もみえるので、何かの機会があれば、周知をお願いしたいと思います。

名栗第2地区 ごみ袋を配っていただいておりますが、汚泥を出す場所に、ごみ袋に入れたごみを出してもよいのですか。

環境・安全係長 お配りしたごみ袋は、春の清掃用にもご利用していただくために配布したものです。例えば、ペットボトルが汚泥に混じっていたような場合は、袋に入れて汚泥の横と一緒に出していただければ結構です。

名栗第2地区 燃えないごみもよいのですか。

環境・安全係長 分けて出していただければ、結構です。

名栗第2地区 分かりました。

中之町地区 ごみの集積場所について、既に役場をお願いしておりますけれども、集積する場所にグレーチングを設置していただけますか。

環境・安全係長 後ほど、個別にご回答いたします。

上東地区 自治会に入っている方の軒数は分かるのですが、入っていない方の軒数を教えてほしいのですが。

総務・防災係長 一度、数を調べてお返事をさせていただきます。

上東地区 公園の掃除の際のごみ袋は、もらえるのですか。

環境・安全係長 児童担当を通してお申し出いただければ、お渡しします。

下青山地区 春の清掃については広報にも載るので周知できますが、会員外には回覧が回らないので、薬剤散布に関して、会員外に対しても周知しないといけませんか。

環境・安全係長 配布できる範囲で結構ですので、無理に配らなくても大丈夫です。数についても、多少余分にお渡しできます。

総務課長 まだ、ご質問もあろうかと思いますが時間の関係もありますので会議終了後、個別に担当でお受けしたいと思いますのでご理解のほどお願い致します。最後に、次第5のその他としまして、何か議事以外にご意見等がありましたら、先ほどと同様にご発言願います。

下青山地区 会議の開催日を木曜日にしてもらえませんか。あと、書類のコピーをしないといけませんが、いちいち、それぞれ分かれている担当のところに行かないといけませんか。

総務部長 いろいろ課が分かれておりますので、ご相談がありましたら総務課にお越しく

ださい。

総務課長 そのほか、よろしかったでしょうか。ないようですので、今回の地区委員会の議題はすべて終了いたしました。最後に町長より閉会のごあいさつを申し上げます。

町長 皆様方から、いろいろなご意見を頂戴しました。要は、全ての方が自治会に入っただけだとよいのですが、今の時代はなかなか難しいと思っております。私どもも、1世帯当たり600円をお出しします。逆に言うと、加入していない方の600円も自治会のほうに入ります。そういう部分もございますので、臨機応変にご配慮賜りたいと思います。今承った件につきましては、窓口を総務のほうにしますので、いずれの課のことであっても、連絡をいただければ、きちんと調整して、ご連絡申し上げます。本当に長時間ありがとうございました。

総務課長 ありがとうございます。本日の会議はこれで終了させていただきます。なお、冒頭でご説明しましたとおり、この後、日本赤十字社豊山町分区の会議を11時10分から開始致しますので、よろしく願いいたします。